

介護保険被保険者死亡時の介護保険料の追加徴収に伴う納入通知書及び 還付に伴う過誤納金還付通知書の未送付について

川崎区役所区民サービス部保険年金課において、介護被保険者の死亡に伴う介護保険料の追加徴収及び還付について、介護保険システムへの返納設定及び還付設定の入力処理を行っていなかったことから、令和3年11月分から令和5年3月分まで121件が未処理で、そのうち、35件 約4万円分の納入通知書及び60件 約64万円分の過誤納金還付通知書の送付ができていなかったことが判明したので御報告いたします。

1 概要

65歳以上の被保険者の介護保険料の徴収については、介護保険法第135条の規定に基づき、特別徴収の方法によって徴収するものとされています。特別徴収とは、年金支給の際に年金支払機関（日本年金機構などの年金保険者）が介護保険料を天引きして徴収し、市町村へ納付する徴収方法のことです。

年金受給者に支払われる年金は、年金支給月の前月及び前々月分のものですが、徴収される介護保険料は年金支給月及びその翌月分のものとなります。

(例) 4月15日振込分の年金の対象月

年金支払対象月	2月分、3月分
介護保険料控除（特別徴収）対象月	4月分、5月分

なお、被保険者が死亡した時、介護保険料は死亡した月の前月まで月割りで賦課されます。このため、死亡後に被保険者に年金が支払われた場合であって特別徴収された時には、過誤納となり、川崎市は相続人又は年金保険者への還付が必要となります。また、所得状況の変化に伴い介護保険料額が変更された場合に、料金に不足があった時には、相続人から追加で徴収する必要があります。

本市では、相続人又は年金保険者への還付及び相続人からの徴収に係る介護保険システムへの設定入力処理については、令和3年11月から市が業務委託している保険事務センターで行っていますが、保険事務センターで「保留」とされたデータについては、毎月、健康福祉局長寿社会部介護保険課からの依頼に基づき、区役所保険年金課で確認の上、入力処理を行うことになっています。この度、その処理を怠っていることが判明したものです。

2 経過

令和3年11月 介護保険システムへの設定入力処理について、担当者の変更により事務引継ぎが行われましたが、その内容が不十分であり、担当者が処理の必要性や影響などを正しく理解できておらず、以降、入力処理を行っていませんでした。

令和5年5月1日（月） 担当者が変更となり、これまで行っていなかった介護保険システムへの設定入力の処理方法を介護保険課に確認したところ、相続人から介護保険料を追加で徴収する必要があるもの及び相続人に過誤納金を還付する必要があるものがあることが判明しました。

5月2日（火） 追加徴収する必要があったもののうち、介護保険法に基づく賦課決定の期間制限により、追加徴収をすることができないもの（当該年度における最初の保険料の

納期が、令和3年4月30日のもの)があることが判明しました。

5月9日(火) 全件の介護保険システムへの返納設定及び還付設定の入力処理を実施し、件数及び追徴・還付金額が確定しました。

3 未処理期間

令和3年11月分から令和5年3月分まで(ただし、令和3年11月分は該当なし)

4 影響

未処理総件数は121件で、具体的な内容は次のとおりです。

(1) 相続人から介護保険料を追加で徴収する必要があるもの

件数 35件、金額 計 37,140円(最高額 8,820円、最低額 10円)

(うち介護保険法の賦課決定の期間制限により追加徴収をすることができないもの

件数 2件、金額 計 4,340円)

(2) 相続人に過誤納金を還付する必要があるもの

件数 60件、金額 計632,730円(最高額37,890円、最低額160円)

(3) 徴収及び還付の必要がないもの

件数 26件

5 原因

介護保険システムへの設定入力処理については、毎月、介護保険課から依頼文を収受していましたが、令和3年11月に担当を変更した際に、十分な事務引継ぎが行われていなかったことから、入力処理が適正に行われていませんでした。また、その確認体制を確立していなかったためです。

6 対応

今回、入力処理を行ったことにより、介護保険料を追加で徴収する必要がある相続人及び過誤納金を還付する必要がある相続人に対して、お詫び文とともに通知書等を送付し、追徴及び還付に係る事務を進めます。

7 再発防止策

(1) 新たに各担当業務の履行確認表を作成し、複数人で業務を履行したことを記録するとともに、その内容を所属長が確認します。

(2) 人事異動等に伴う担当替えとなった場合は、業務の停滞や事務の遅延が生じないよう市民生活への影響を踏まえた適切かつ確実な事務引継ぎを行うとともに、その内容を所属長が確認します。

問合せ

川崎市川崎区役所区民サービス部

保険年金課 森田

電話 044-201-3150